

18高監査第25号
平成18年5月1日

様

高知県監査委員	武石 利彦	
同	黒岩 正雄	
同	坂本 千代	
同	奴田原 計	

住民監査請求の監査結果について(通知)

平成18年3月2日に受理した高知県職員措置請求(住民監査請求)について、地方自治法第242条第4項の規定に基づき、別添のとおり監査結果を通知します。

平成18年 5 月 1 日

高知県監査委員	武石	利彦
同	黒岩	正好
同	坂本	千代
同	奴田原	訂

高知県職員措置請求監査報告書

第 1 請求の受理

1 請求人

高知市

高知市

高知市

2 請求の内容

請求人提出の高知県職員措置請求書による措置内容及び請求の理由は、次のとおりである。

(1) 措置内容（要約）

ア 高知県警察本部（以下「本部」という。）及び高知警察署（以下「高知署」という。）において平成12年度から平成16年度までの間に支出した一般捜査費及び捜査諸雑費（以下「捜査費」という。）のうち、議会からの請求、知事からの要求及び監査委員の判断により、平成17年度に実施した監査（以下「特別監査」という。）の監査結果報告書（以下「特別監査報告書」という。）で明らかになった次の金額を歴代の高知県警察本部長（以下「県警本部長」という。）が高知県に返還することを求める。

支出の実体がないと判断するもの	85件	777,966円
支出が不適正と判断するもの	115件	691,693円
支出が不自然で疑念のあるもの	3,178件	16,450,222円
合計	3,378件	17,919,881円

イ 本部及び高知署において平成17年4月1日から平成18年2月28日までの間に支出した捜査費のうち、アと同様の違法・不当な支出額を歴代の県警本部長が高知県に返還することを求める。

ウ 本部及び高知署を除く高知県警察（以下「県警」という。）の全ての警察署等において平成12年4月1日から平成18年2月28日までの間に支出した捜査費のうち、アと

同様の違法・不当な支出額を歴代の県警本部長が高知県に返還することを求める。

(2) 請求の理由(要約)

ア 全国の都道府県警察において、同じ会計基準により捜査費が執行されている中で、北海道、愛媛県等の警察本部では、本件請求の趣旨と同様の違法・不当な支出が指摘され、多額の捜査費等が返還されている。本件での違法・不当な会計処理は、特別監査報告書で指摘されたとおりであり、高知県会計規則(平成4年高知県規則第2号)に違反している。

イ 平成12年度の鑑識課での捜査費支出については、同課の経費は別途の予算で確保されていること及び平成13年度以降は全く支出が行われていない事実から、捜査費を直接支出する合理的根拠がなく、違法な公金支出と判断できる。また、支出額に10円以下の端数がなく、前渡した金額を使い切り1円の残額もない月が2回もある。このような事例は、他の課に比べても異常であり、消費税のことも考慮すると、真正な公金支出と認められない。

(3) 事実を証する書面

ア 特別監査報告書(平成18年2月22日付け)

イ 平成18年2月25日から同年3月1日までの高知新聞記事

ウ 県警捜査費(県費)年度毎の減少状況(表)ほか

3 請求の要件審査

本件請求は、平成18年3月2日に受付けし、要件審査を行った。

(1) 請求の期限

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第2項は、同条第1項に規定する財務会計上の行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、監査請求をすることができないと規定している。

本件請求は、平成18年3月2日になされており、平成17年3月1日以前の支出は、当該行為のあった日から1年を経過しているが、請求人は1年を経過したことについて、正当な理由があると主張している。

正当な理由の有無について、最高裁平成14年9月12日判決(平成10年(行ツ)第69、70号)では、法第242条第2項に関して「当該行為が秘密裡にされた場合には、同項た

だし書にいう『正当な理由』の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである・・・。そして、このことは、当該行為が秘密裡にされた場合に限らず、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足る程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかった場合にも同様であると解すべきである。」としている。

ところで、従来、捜査費個々の執行内容は非開示となっており、本件監査請求の対象となっている捜査費についても同様である。また、県警の捜査費問題が新聞等で大きく報道されてきた事実はあるが、住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的に当該行為を知ることができる程度にその内容が個別、具体的であったとは言えない。さらに、平成15年7月24日付けで受理した住民監査請求で監査対象とされた42件196万円の支出も県費捜査費とは認められなかった。

したがって、今回、請求人が違法・不当であると摘示している捜査費の支出は、特別監査報告書が公表されるまでは、相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足る程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかったと判断される。

また、特別監査報告書が公表されてから8日後には監査請求していることから、相当な期間内に請求されたものであると認められる。

よって、本件監査請求の一部が支出のあった日から1年を経過したことには、正当な理由があると認められる。

(2) 請求対象の特定

監査請求の対象について、最高裁平成2年6月5日判決（平成元年（行ツ）第68号）では、「住民監査請求においては、・・・当該行為等を他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要し、また、当該行為等が複数である場合には、当該行為等の性質、目的等に照らしこれらを一体とみてその違法又は不当性を判断するのを相当とする場合を除き、各行為等を他の行為等と区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要する」としている。

一方で、最高裁平成16年11月25日判決（平成12年（行ヒ）第292号）では、「監査請求書及びこれに添付された事実を証する書面の各記載、監査請求人が提出したその他の資料等を総合して、住民監査請求の対象が特定の当該行為等であることを監査委員が認識することができる程度に摘示されているのであれば、これをもって足りるのであり、上記の程度を超えてまで当該行為等を個別的、具体的に摘示することを要するものではないというべきである。そして、この理は、当該行為等が複数である場合であっても異なるものではない。」としている。

この点については、本件監査請求書では財務会計上の行為が個々具体的に摘示されていないが、請求人が監査対象とする捜査費の支出のうち、本部及び高知署における平成12年度から平成16年度までのものは、特別監査の監査対象であったことから、監査委員として特定の行為であると認識できるものである。

よって、本件監査請求は、請求対象の特定に欠けるところはない。

（3） 審査結果

以上のことから、本部及び高知署における平成12年度から平成16年度までの間の3,378件17,919,881円の支出は、法第242条第1項及び第2項に規定する要件を具備しているものと認め、請求を受理した。

しかし、その他の部分は、請求対象が特定されていないため不適法であり、監査の対象外とした。

第2 監査の実施

1 証拠の提出及び陳述

- （1） 請求人に対して、法第242条第6項の規定により、平成18年3月31日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。
- （2） 執行機関に対して、平成18年3月31日に陳述の機会を与えた。

2 監査対象事項

請求の趣旨及び陳述内容から、本部及び高知署において平成12年度から平成16年度までの間に支出された捜査費のうち、請求人が指摘している3,378件17,919,881円の支出について、違法・不当な公金の支出に当たるかどうかを監査対象事項とした。

3 監査対象機関

次の本部各課及び高知署を監査対象機関とした。

警務部	会計課
生活安全部	生活安全企画課、少年課、生活保安課（平成12年度から平成15年度まで）、生活環境課（平成16年度）
刑事部	捜査第一課、捜査第二課、暴力団対策課、薬物銃器対策課（平成16年度）、鑑識課
交通部	交通指導課

4 監査委員による聴取り

監査対象機関は、3に掲げる本部の各課及び高知署であるが、内容が多岐にわたっているため、捜査費について総括的な役割を果たしている本部警務部会計課長（以下「会計課長」という。）から、平成18年4月11日に聴取りを実施した。

第3 監査の結果

1 勧告

後述のとおり、請求人の主張には、その一部について理由があるものと認める。

よって、法第242条第4項の規定に基づき、次の措置を講ずることを県警本部長に勧告する。

(1) 措置すべき事項

特別監査において支出の実体がないと判断したもの85件 777,966円及び支出が不適正と判断したもの115件 691,693円は、いずれも違法・不当な公金の支出である。

よって、合計1,469,659円を県に返還させること。

(2) 措置期限 平成18年6月30日

2 事実関係の確認

監査の結果、次の事実を確認した。

(1) 県費捜査費の概要

捜査費には国費捜査費及び県費捜査費があり、本部警務部会計課が作成した「報償費（捜査費）経理の手引き」及び特別監査における同課の説明によれば、県費捜査費は、次のように執行されている。

ア 基本的事項

捜査費は、捜査員の活動のための諸経費、捜査等に関する捜査協力者及び情報提供者（以下「協力者」という。）

に対する謝礼等の諸経費であり、平成13年度以降は一般捜査費と捜査諸雑費に区分されている。一般捜査費は、捜査員が必要の都度現金の交付を受けて支払を行い、その都度精算するものである。捜査諸雑費は、日常の捜査活動に使用する経費であり、捜査員があらかじめ使途を特定せずに現金の交付を受けて支払を行い、月末に精算するものである。捜査諸雑費の1件当たりの執行限度額は、3,000円（税込みで3,150円）としているが、状況に応じてこれを超える執行も可としている。

イ 使途

捜査費の具体的な使途として以下のものを例示している。ただし、協力者の定義及び支出の対象となる協力者の範囲は、明示していない。

- (ア) 協力者に対する謝礼としての現金及び物品（菓子折、たばこ、ビール券、商品券等）
- (イ) 協力者との接触等に伴う飲食費等
- (ウ) 聞込み、張込、追尾等のための通信費、交通費、遊技代、飲食費等
- (エ) 早朝、深夜等における捜査員又は協力者の交通費、食糧費
- (オ) 激励慰労費
- (カ) その他の経費（捜査本部等に要する経費、拠点等のための施設の借上げ等に要する経費ほか）

ウ 支出の手続

捜査費は、法第232条の5第2項による資金前渡の方法により支出されている。前渡された現金は、取扱者に交付され、取扱者から捜査員に交付される。捜査諸雑費の場合は、取扱者から中間交付者を経て捜査員に現金が交付される。前渡資金の精算事務は、翌月15日までに行うこととしている。

(ア) 資金前渡職員

資金前渡職員は、本部では課長、警察署では副署長又は次長としている。

(イ) 取扱者

取扱者は、関係所属長としており、本部では課長、警察署では署長である。取扱者は、現金の出納保管について、第一次責任を負い、次の事務を行う。

- a 請求金額を決定すること。
- b 各捜査員等に交付する額を決定し、交付すること。
- c 現金を保管すること。

- d 必要により相手方に現金を支払うこと。
- e 現金出納簿を備え、これに記帳し、証拠書類を整備して保管すること。

(ウ) 補助者

取扱者の行う事務の一部は、取扱者の責任の下に、本部では総括補佐、警察署では副署長又は次長に補助させることができるとしている。

エ 領収書等の取扱い

(ア) 原則

電話代、タクシー代等で領収書等が徴取できない場合、支払先が領収書等を発行していない場合又は発行を拒否する場合を除き、原則として支払先から領収書等を徴取することとしている。

(イ) 1,000円未満の場合

執行額が1,000円未満の場合は、平成15年度までは必ずしも領収書等を徴取しなくてもよいとしていたが、平成16年度からは1,000円未満でも可能な場合は領収書等を徴取するように口頭で指導している。さらに、平成16年6月以降は、領収書等を徴取できなかった場合は、必ずその理由を支払伝票に記載するようにも指導している。

(ウ) 徴取できなかった場合

金額の多寡にかかわらず領収書等が徴取できなかった場合は、捜査員が作成する支払伝票に次の事項を記載するよう指導していた。

a 物品謝礼の場合 誰にどこで何を交付したか。

b 接触費の場合 誰と誰が接触したものであるか。

(エ) 領収書の名義

平成16年3月11日付けの警察庁通知が出るまでは、協力者が警察に協力したことにより自己に危険が及ぶことを恐れるなどの事情から、本人以外の名義による領収書を作成し提出したときは、やむを得ずこれを受領していた。しかし、平成16年度からは、本人名義以外の領収書は、徴取しないこととしている。

(2) マスキングについて

会計課長に対する聴取りにおいて、本件監査を行うに当たり、特別監査でマスキング（黒テープの貼付により記載事項を非開示とすること。以下同じ。）されたまま残された支払証拠書類及び領収書の全面開示を改めて求めた。

これに対し、会計課長は、「特別監査において、精一杯、

開示できるものは開示して監査委員に協力したと思っている。現在でもその姿勢に変わりはない。協力者を最低限守るためのぎりぎりの線だと考えており、理解していただきたい。」と答えた。

さらに、「監査委員に守秘義務のあることは十分承知しているので、できるだけ開示してきたわけだが、これだけではどうしてもこらえてほしいというところは、捜査員と個々具体的に検討して、（特別監査の）聞き取り調査において説明することにさせてもらった。」との説明を加えている。

(3) 協力者に対する調査について

同じく、上記の聴取りにおいて、マスキングされた協力者を県警が全面的に開示したうえで、監査委員が直接調査したいと求めた。

これに対し、会計課長は、「協力者を守るためにどうしても当たってもらいたくない。そこは、（特別監査における）事前協議の中で、監査委員と我々との間で最後まで一致が得られなかったところである。協力者に当たることを前提とする、あるいは、店舗調査において協力者が判明してしまうことがあるならばマスキングせざるを得ないということで、最低限のマスキングをしたものである。」と説明した。

(4) (2) 及び (3) により、特別監査におけるすべての調査項目及び調査結果に対し、新たに付け加える事実及び要素を見出し難いことを確認した。

(5) なお、会計課長は、内部調査について、「高知県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の調査指示を受けて、専従体制を組み、厳正な調査を始めている。また、調査対象を拡大するかどうかについては、調査の過程により適切に検討していきたいと考えている。」と述べた。

さらに、調査の結果、特別監査報告書で指摘されたような不適正なものがあれば、返還も含めて適切に対応していきたいと説明した。

3 特別監査の概要

(1) 監査の方法

ア 実地監査

(ア) 対象

捜査費執行機関（本部警務部会計課以外の監査対象機関をいう。以下同じ。）において平成12年度から平

成16年度までの間に執行されたすべての支出（13,789件）を調査対象とした。

（イ） 調査方法及び内容

監査委員事務局職員が本部及び高知署に出向き、本部から提出された「捜査費執行状況調」の記載内容の検証及びマスキングの状況等についての調査を行った。

イ 店舗調査

（ア） 対象

捜査費が執行されたとされる店舗名が明らかな2,337店舗のうち、領収書が徴取されていない店舗等を除く1,123店舗を調査対象とした。

（イ） 調査方法

廃業、閉店等であった店舗を除く県内の951店舗及び県外の13店舗に対して、監査委員事務局職員及び併任した知事部局の職員が直接訪問して実施した。

（ウ） 調査内容

店舗が発行したとされる領収書の写しに基づき、当該店舗の責任者等と面談のうえ、支払い1件ごとに、捜査費がその目的に沿って適正に店舗に支払われたか否かの検証を行った。

ウ 捜査員に対する聞き取り調査

（ア） 対象

捜査費執行機関において平成12年度から平成16年度までに捜査費を執行した全捜査員320人のうち、物故者を除く317人を調査対象とした。

（イ） 調査方法

317人のうち、協力が得られなかった退職者等を除く302人に対して、個々に監査委員側との1対1の面談により実施した。

（ウ） 調査内容

捜査費執行機関から提出された監査資料をもとに、実地監査及び店舗調査の結果を踏まえて、1件ごとの支出について、支払事実の確認、マスキングの理由、協力者との関係等について説明を求めた。

エ 管理職員及び会計職員に対する聞き取り調査

次の合計64人を調査対象とし、協力が得られなかった者等を除く60人に対して、現金の管理、捜査費の交付、捜査員への指導状況等について、ウと同様の方法で調査を行った。

- (ア) 会計課長
 - (イ) 平成12年度から平成16年度までに本部で執行実績のあった10課の課長及び総括補佐
 - (ウ) 平成12年度から平成16年度までの高知署の署長、副署長及び交通課長
 - (エ) 捜査費執行機関の会計職員
- (2) 捜査費の執行状況

捜査費執行機関において、平成12年度から平成16年度までの間に執行された一般捜査費は35,281,831円(2,521件)、捜査諸雑費は16,136,805円(11,268件)、合計51,418,636円(13,789件)である。

ア 年度別の執行状況

本部及び高知署の年度別執行状況は、次の表のとおりである。

執行金額の合計は、平成12年度は18,728,794円、平成13年度は11,506,983円、平成14年度は10,836,207円、平成15年度は7,592,394円、平成16年度は2,754,258円で、毎年度減少している。この結果、平成16年度には、平成12年度の14.7パーセントの金額となっている。特に、謝礼金の減少が著しく、平成12年度には17,695,000円であったものが、平成16年度にはそのわずか2.6パーセントの454,000円となっている。

執行率(交付額に対する決算額の割合)は、本部では平成12年度に98.5パーセントと高かったが、毎年度低下し、平成16年度には24.4パーセントとなっている。高知署でも、平成12年度に99.8パーセントであったものが、平成16年度にはわずか15.6パーセントとなっている。

年 度	本 部			高 知 署		
	交付額	決算額	執行率	交付額	決算額	執行率
	円	円	%	円	円	%
平成12	14,220,000	14,008,054	98.5	4,730,000	4,720,740	99.8
平成13	9,000,000	8,174,390	90.8	5,110,000	3,332,593	65.2
平成14	8,750,000	7,604,698	86.9	5,920,000	3,231,509	54.6
平成15	8,810,000	4,838,365	54.9	3,170,000	2,754,029	86.9
平成16	6,940,000	1,695,262	24.4	6,770,000	1,058,996	15.6
計	47,720,000	36,320,769	76.1	25,700,000	15,097,867	58.7

イ 鑑識課の執行状況

鑑識課で執行された捜査費は、平成12年度の598,400

円のみであり、平成13年度以降は全くない。

平成12年度の支出内容について、鑑識課は、指紋の採取等に協力が得られない場合に鑑識活動に協力してもらうために支出したと説明している。また、平成13年度以降は、業務の見直しを行い、謝礼を支払う必要性の判断やその手続をすべて所轄の警察署へ移管したとしている。

しかしながら、高知署においてすら、平成13年度以降、鑑識活動に関連して支出された捜査費は見当たらないことから、鑑識課の説明は明らかに矛盾している。また、平成12年度1年間の謝礼金の各月の執行件数はすべて4件で、執行額も5万円前後で一定している。

(3) 判断結果

監査の結果は、次のとおりである。

- ア 支出の実体がないと判断するもの 85件 777,966円
(鑑識課の平成12年度支出分を含む。)
- イ 支出が不適正と判断するもの 115件 691,693円
- ウ 支出が不自然で疑念のあるもの 3,178件 16,450,222円
- エ 合計 3,378件 17,919,881円

区 分		一般捜査費	捜査諸雑費	計
全 体	件数 (件)	2,521	11,268	13,789
	金額 (円)	35,281,831	16,136,805	51,418,636
支出の実体がないと判断するもの	件数 (件)	72	13	85
	割合 (%)	2.9	0.1	0.6
	金額 (円)	746,023	31,943	777,966
	割合 (%)	2.1	0.2	1.5
支出が不適正と判断するもの	件数 (件)	21	94	115
	割合 (%)	0.8	0.8	0.8
	金額 (円)	512,328	179,365	691,693
	割合 (%)	1.5	1.1	1.3
支出が不自然で疑念のあるもの	件数 (件)	837	2,341	3,178
	割合 (%)	33.2	20.8	23.0
	金額 (円)	13,175,972	3,274,250	16,450,222
	割合 (%)	37.3	20.3	32.0
計	件数 (件)	930	2,448	3,378
	割合 (%)	36.9	21.7	24.5
	金額 (円)	14,434,323	3,485,558	17,919,881
	割合 (%)	40.9	21.6	34.9

4 監査委員の判断

(1) 本件監査の実施について

ア 監査対象

本件請求の監査対象は、第2の2のとおりであり、すべて特別監査において監査したものである。

イ マスキング部分の調査

特別監査では、証拠書類の全面開示を求めたが、県警の諾するところとならず、結果としてマスキングの部分は、調査することができなかった。

今回の監査に当たっても、2の(2)のとおり、県警は、マスキングの部分については、特別監査と同様の考え方であったため、調査できないことに変わりはなかった。

ウ 監査の手順及び手法

特別監査では、悉皆(しっかい)調査を原則として、実地監査(書類調査)、店舗調査及び捜査員等に対する聞き取り調査を実施したものである。

この際、県警の同意が得られず協力者に対する調査(確認)が実施できなかったが、2の(3)のとおり、本件の監査に当たっても県警は同様の対応であり、特別監査以上の調査は実施できないこととなった。

エ 監査の実施

このため、今回の監査の実施を検討した場合に、2の(4)のとおり、特別監査と同様の監査の手順及び手法をもって重ねて行わざるを得ないこととなり、改めて重複する内容の調査を実施する実質的な意味はないものと判断せざるを得ない。

(2) 特別監査との関係について

以上のことから、本件の監査請求に基づく監査に当たっては、全面的に特別監査において確認した事項及び検証した事項を基礎として判断せざるを得ない。

(3) 結論

よって、本件の監査請求については、以下のとおり判断する。

ア 特別監査において支出の実体がないと判断したもの85件777,966円及び支出が不適正と判断したもの115件691,693円は、いずれも違法・不当な公金の支出であると認められる。

すなわち、「普通地方公共団体の支出は、債権者のためでなければ、これをすることができない。」と規定し

た法第232条の5第1項、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定した地方財政法(昭和23年法律第109号)第4条第1項及び「資金前渡職員は、・・・債権者の請求が正当であるかどうか、当該資金前渡の目的に反していないかどうか等必要な事項を調査した後、支払をしなければならない。」と規定した高知県会計規則第57条第1項に照らせば、このことは明らかである。

イ 特別監査において支出が不自然で疑念があったとした3,178件16,450,222円については、本件監査の監査対象とした以上、当然のことながら、今回の監査において、違法・不当な公金の支出であるか否かを判断すべきところであるが、上記(1)の理由により、これらの支出について特別監査以上の調査を実施することができないやむを得ない事情のため、その判断に至り得なかったものである。

もとより、今、ここで判断に至らないことをもって、これらの支出が違法・不当である可能性まで否定したものでないことは、改めて言うまでもない。

第4 公安委員会及び県警本部長に対する意見

1 内部調査について

(1) 特別監査報告書において、公安委員会による厳正な調査を求めた理由は、守秘義務のある監査委員の監査においてすら、関係書類にマスキングを施して全面開示しないほか、全く協力者への確認が行えなかったという様々の制約のもとに行われた監査委員の監査よりも、このような制約がかからず、かつ、県警内部の事情に精通した公安委員会自身の調査の方が、当然精度の高い結果が得られると考えたからに他ならない。

加えて、幹部職員の責任が極めて重大であるとの認識並びに本部及び高知署以外のすべての機関についても調査すべきとの考えのもとに、公安委員会による調査・検討を求めたものである。

したがって、内部調査は、こうした特別監査結果の趣旨を十分踏まえて行うよう再度要請する。

(2) なお、この内部調査においては、いわゆる「犯人探し」は厳に慎むことはもちろん、特別監査の指摘事項個々の正否を検証するのではなく、監査結果以上に不適正な支出が

なかったか否かを明らかにするよう求めている大意であることを付言する。

2 支出が不自然で疑念がある3,178件16,450,222円について

- (1) 上記の内部調査に言及した事情を踏まえるならば、本件監査においては、支出が不自然で疑念がある3,178件16,450,222円についても、内部調査の結果、正当な支出と認められないものは、違法・不当な支出として県に返還するよう勧告をすべきところである。

しかしながら、特別監査における捜査員等に対する聞き取り調査は、「個人が特定されない形で報告書を作成するので、安心して自由に話をしてほしい」旨を前提に実施し、特別監査報告書ではあえて個々の支出内容を明記してないため、県警の内部調査の結果が出たとしても、それをもって、3,178件の個々の支出と突合し、正当な支出あるいは違法・不当な支出とは特定できないものである。よって、こうした事情に鑑み、内部調査を前提として返還すべきとの勧告には至り得なかったものである。

- (2) また、第3の4の(3)のイのとおり、この3,178件の支出については、違法性・不当性を判断すべきであるが、本件監査では特別監査以上の調査が実施できなかったため、その判断に至り得なかったものである。

- (3) 一方、第3の4の(2)のとおり、「本件の監査請求に基づく監査に当たっては、全面的に特別監査において確認した事項及び検証した事項を基礎として判断せざるを得ない。」のであり、特別監査報告書では、この3,178件について、「適切に執行されたものと認めることはできない。」としているのである。

- (4) 以上のことから、この際、公安委員会の指示に基づく内部調査が行われていることは承知のうえであるが、ことさら監査委員の勧告を待つまでもなく、県警に対する県民の信頼を早期に回復するためにも、また、それを多くの県民が願っていると考えるがゆえに、3,178件16,450,222円については、然るべき者において、勧告で示した期限を勘案して相当と思われる時期に自主的に返還することが望ましいと考える。